

# 5 G 技術活用型開発等促進事業 開発プロモーター募集要項

令和3年5月



産業労働局商工部創業支援課

## 1. はじめに

今般の新型コロナウイルスの世界的蔓延は、政治・経済等を含む社会全体へのみならず、人々の生活様式にまで大きな変革をもたらしました。この流行が沈静化し、本国において緊急事態宣言が解除された後においても、世界は「もとに戻る」のではなく、「新しい日常」として私たちの生活のあらゆる側面において不可逆的な影響を与えるものとなります。

このような重大局面においては、東京都としても官民を挙げて社会課題の解決へと取組を加速すべきであると認識しています。本事業は、開発プロモーターと協働してこの共通課題に取り組むべく、5G技術・サービス等を活用した非接触型社会の実現等を理念に掲げています。

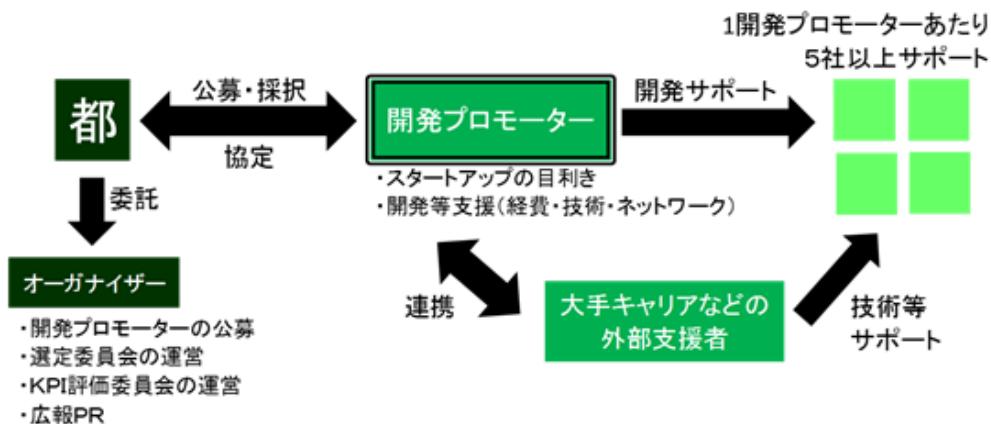
## 2. 目的

東京都では、スタートアップ企業等による新しい日常に寄与するような5G技術を活用したイノベーションの創出や新たなビジネスの確立を促進するため、スタートアップ企業等を支援する事業者を開発プロモーター（以下、「プロモーター」という。）として募集し、東京都、通信事業者等と連携・協働を図り、スタートアップ企業等の開発・事業化を資金的、技術的な側面からのサポート、マッチング支援等ネットワーク面の支援を行うことで、非接触型社会やSociety5.0の実現等を目的としています。

## 3. 事業概要

- (1) 東京都が複数のテーマでプロモーター3者（予定）を公募・採択し、各プロモーターと協定を締結する。
- (2) 採択にあたっては、東京都が別途委託するオーガナイザーの運営する選定委員会により審査を行う。
- (3) 各プロモーターは、5社以上のスタートアップ企業等を原則3か年度にわたりサポートを行う。
- (4) プロモーターは、公募時に協定金見積もり額（以下、「基準額」という。）及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合い及び事業全体の成果に応じて、東京都から協定金の支払いを受ける。  
(協定金の支払いに係る評価方法及びKPI設定については、別紙1.「協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明要旨」を参照してください。)
- (5) 東京都による協定金の支払いにあたっては、外部有識者を含むKPI評価

委員会により達成状況等の評価を行う。



#### 4. プロモーターの募集

##### (1) 求めるプロモーター像

- 民間事業者自身の有する知見、ノウハウ、ネットワークを活かし、スタートアップ企業が5G技術を活用して新しい製品、サービス等の開発を行うために必要な支援を提供するアクセラレーション力を有する。
- スタートアップ企業に対する効果的な支援を行うために必要な他主体とのネットワークを有する。
- 5G技術に関するロードマップや技術限界、サービス実装時の実現可否等を判断する技術理解力を有する。
- 本事業やスタートアップ企業のプロジェクトを成功に導くためのプロジェクト推進力を有する。
- 本事業やスタートアップ企業のプロジェクトの成果発信・認知度向上に資する発信力を有する。
- 複数のスタートアップ企業をまとめ、事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有すること、

##### (2) プロモーターの役割

5G技術を活用し、イノベーションの創出につながるような製品、サービス等の開発を行う優れた技術を有するスタートアップ企業を募集し、支援してください。

支援を行うスタートアップ企業は、プロモーター1者あたり5社以上とします。ただし、支援先スタートアップ企業数は採択期間3か年度における最終実績として5社以上を想定しており、必ずしも初年度において5社に対する支援実施を求めるものではありません。加えて、応募時点では支援先スタートアップ企業が確定している場合、当該企業の出資関係等について確認するため、

様式2 「スタートアップ企業の概要に関する書類」をご提出ください。

また、本事業は採択期間の3か年度終了時点に事業上市を目標としています。プロモーターは事業計画に基づき、半期に1度（初年度は年度末のみ）、当該事業期間の事業報告及びKPIの達成状況について、根拠書類とともに東京都に報告する必要があります。

プロモーターは、スタートアップ企業に対して、以下の面からの支援を行ってください。なお、以下の記載は例であり、具体的な内容はご提案によります。

① 技術面でのサポート

例：開発にあたっての技術的な助言

② 資金面でのサポート

例：開発・事業化に必要となる機材等の経費をサポート

③ ネットワーク面でのサポート

例：通信事業者等の連携先の探索・調整、アーリーアダプターとのマッチング支援

(3) プロモーターとしての支援期間

採択期間（スタートアップ企業に対する支援期間）は、3か年度を上限とします。

(4) 募集テーマ

以下の視点で募集します。

「協働による社会的課題の解決」に向けて、5G技術を活用した新しい産業、ビジネスの創出につながるスタートアップ企業の取組が生まれるような提案をしてください。

なお、以下の記載は例であり、提案いただぐテーマ・分野の内容やその組み合わせを限定するものではありません。

【募集テーマ】（ ）内は想定例

① 5G×暮らす（労働、農林水産、交通、物流、建設、土木、金融、スマートシティ、防災、防犯等）

② 5G×楽しむ（エンタメ、観光、スポーツ、ファンション等）

③ 5G×健康（医療、健康、未病、介護等）

## 5. 東京都とプロモーターとの連携

(1) 募集・審査

東京都は、「6（1）応募要件」を満たす事業者から自らの知識、ノウハウ、ネットワークを活かした支援の提案を募集し、審査員による審査を踏まえ、採択を行います。

## (2) 協定の締結

東京都は、採択したプロモーターと採択期間中の連携等を規定する協定を締結します（協定書の案については、別添資料を参照ください）。

## (3) 東京都のプロモーターに対する支援等の内容

### ① 協定金の支払い

プロモーターは、応募時に様式1「KPI設定説明書」を作成し、各KPI項目の設定及びKPI項目ごとの基準額を記載してください。基準額の上限は、初年度6千万円、次年度以降8千万円とします。その基準額を元に、東京都から以下のとおり3か年度で最大3億円（基準額+追加報酬）／者を支払います。支払いにあたっては、応募時に設定したKPIの評価を年2回（初年度は年度末のみ）実施し、その達成度合及び事業全体の成果に応じて当該年度分の協定金を原則年度末に一括で支払います。ただし、プロモーターが年2回の支払いを希望する場合は、応募時に半期ごとの基準額を設定してください。なお、プロモーターは、上記の評価を受けるに際して、各KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を評価委員会開催前に東京都へ提出する義務があります。

初年度は、2月末（予定）に事業実績見込みを報告（スタートアップ企業への支援は3月末まで実施）します。3月末頃にKPI評価委員会にてKPIの評価を実施し、その後協定金を支払います。

	1年度目	2年度目	3年度目
スケジュール	●公募・採択 支援 事業報告★ KPI評価●	事業報告①★ KPI評価①●  事業報告②★ KPI評価②●	事業報告①★ KPI評価①●  事業報告②★ KPI評価②●
金額／者 (上限)	基準額（提案時見積額） 最大6,000万円 (評価額 最大8,000万円)	基準額（提案時見積額） 最大8,000万円 (評価額 最大1億1,000万円)	基準額（提案時見積額） 最大8,000万円 (評価額 最大1億1,000万円)

※提案可能な上限額（基準額の上限）は、初年度6千万円、次年度以降8千万円までです。KPIの達成状況及び事業成果の評価によりインセンティブ（追加報酬）が追加され、初年度最大8千万円、次年度以降最大1億1千万円まで交付いたします。

### ② その他の支援

東京都は、プロモーターに対して、協定金による支援を行うほか、プロモーター間のネットワーキングやメンタリング、勉強会の開催等の支援を実施します。また、技術・サービス開発等の実証実験に関する相談も受け付けます。

#### (4) 協定金の位置づけ

プロモーターが東京都と一体となって本事業の趣旨に沿って行った取組の成果に対して、KPI評価委員会の結果を踏まえ、その応分の負担として東京都が支出するものです。

プロモーターは、本業務を履行するのに必要な経費を踏まえ、年度ごとに協定金の基準額をご提示ください。

KPIについては、可能な限り定量的かつ検証可能な指標をご提案ください。

参考となる指標については別紙1、「協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明要旨」を参照ください。

### 6. プロモーターの応募方法

#### (1) 応募要件

以下の①～⑤の要件を満たす者を応募対象とします。

なお、複数の事業者が提携し応募いただくことも可能ですが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募をしてください。（その場合、協定金は代表事業者に支払います。）

① 日本国に法人格を有し、次のいずれかに該当すること。

- ア 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- イ 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ウ その他東京都が認める者

② 次のいずれにも該当していないこと

- ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

③ スタートアップ企業への支援実績を有していること

④ 通信事業者をはじめとした5G関連技術を有する企業とのリレーションを有していること

⑤ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること

#### (2) 募集スケジュール

① 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本事業の事業説明会を以下のとおりWEB上（オンライン会議システムZoomを使用

予定)で実施いたします。

参加を希望される方は、「9申込・問い合わせ先」まで参加希望の回を各開催日の前日17時までに電子メールにてご連絡ください。

ご連絡いただいた方には別途参加に必要なID等を発行いたします。

ア 開催日時

【第1回】令和3年5月21日(金) 14時から

【第2回】令和3年5月27日(木) 15時から

イ 対象者

開発プロモーター申請希望者及び関連するスタートアップ企業

ウ 主な内容

事業概要、募集要件、KPI指標及び評価方法、協定金の支払い、応募方法、全体スケジュール等

エ その他

当日質疑応答は行いませんので、ご質問のある方は説明会終了後、「9申込・問い合わせ先」まで電子メールにて質問事項をお送りください。

② 応募様式の受付期間

**令和3年5月17日(月)から同年6月30日(水)まで**

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、原則として電子メールで受け付けます。

下記アドレスまで電子メールでご連絡ください。

メールアドレス : 5gboosters\_office@tohmatsu.co.jp

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、受け付けません。

(4) 応募様式提出前のプレエントリー

応募する意向がある事業者は、締め切り期日の2週間前(6月16日)を目途に運営事務局まで電子メールでご連絡ください。

なお、プレエントリーは事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、プレエントリー後の応募辞退並びにプレエントリー無しでの応募を妨げるものではありません。

(5) 応募様式の提出

次の応募様式に必要事項を記入し、「9申込・問い合わせ先」に記載している担当宛に下表で指定する応募書類の電子データをメールでご送付ください。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンしてPDFファイルにてお送りください。

応募時点では電子データで受け付けますが、採択された場合は応募書類一式の原本をご提出いただきます。

応募様式は、本事業ホームページ（<https://5g-boosters.tokyo/>）からダウンロードできます。

なお、応募書類送付時には以下の事項に留意してください。

- ・ 各応募書類の提出形式については、下表を参照すること。
- ・ 応募書類はまとめて zip ファイル形式に圧縮し、パスワードを付与しメールで提出すること。なお、パスワードは別に送信すること。
- ・ 件名には、「5 G 技術活用型開発等促進事業開発プロモーター募集申請書」と記載すること。
- ・ 容量が 10 MB を超過する場合は分割して提出すること。

No	書類	提出形式
1	企画書	PDF
2	応募フォーム	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書	Excel
4	様式2 スタートアップ企業の概要に関する書類 注1 (応募時は押印不要)	Excel
5	スタートアップ企業への支援実績を示す書類	PDF
6	定款・寄付行為又はこれらに類するもの	PDF
7	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	PDF
8	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	PDF
9	株主名簿等、株主構成のわかる書類	PDF

※複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ずつけてください。

注1：支援するスタートアップ企業が確定している場合は、支援対象のスタートアップ企業に関する書類（主な株主の情報、所在地等が分かる会社概要）を様式2により提出してください。応募時点で支援するスタートアップ企業が確定していない場合は、確定時点で書類を提出していただきます。

## 7. 審査の流れ

### （1）審査方法

有識者等で構成される審査会において、書類審査及びプレゼン審査の二段階で審査を行います。なお、プレゼン審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、7月中旬（予定）に行います。詳細はご応募いただいた方に別途ご連絡いたします。

### （2）審査基準

以下の基準に基づき審査を行います。

項目	内容
1 基礎情報	<ul style="list-style-type: none"><li>事業内容</li><li>・株主情報</li><li>・財務情報</li></ul>
2 ビジョン	<ul style="list-style-type: none"><li>提案内容が独自性を有しているか。</li><li>・提案内容が魅力的なものとなっているか。</li><li>・スタートアップ企業への支援による社会的な影響は大きいものか。</li></ul>
3 実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>実施計画は実行可能性のあるものか。</li><li>・5G技術の開発等のロードマップを踏まえた現実的なものか。</li><li>・協定金の見積もりに妥当性があるか。</li></ul>
4 KPI及び事業目標設定の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>本事業の実施方針に資するKPI目標となっているか。</li><li>・事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか。</li><li>・事業計画と事業の目標値に大きな乖離がないか。</li></ul>
5 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>スタートアップ企業をアクセラレートする十分な体制となっているか。</li><li>・外部事業者含めスタートアップ企業に対する技術支援を行う体制となっているか。</li></ul>
6 アクセラレー	<ul style="list-style-type: none"><li>スタートアップ企業に対する技術開発、アクセラレ</li></ul>

	ション力	ーションの十分な支援実績を有しているか。 ・アクセラレーションスキルは十分か。
7	技術理解力	・5Gに係る技術開発に関する知識、ノウハウを有しているか。 ・5Gを製品・サービスに活用するために十分な無線アクセス技術に関する基本的な理解力を有しているか。
8	推進力	・本プロジェクトを円滑に実施するプロジェクトマネジメント力を有しているか。 ・事業関係者を巻き込み、プロジェクトを推進する力を有しているか。
9	発信力	・プランディング戦略の策定・実行が可能か。 ・情報発信のノウハウ、スキルを有しているか。
10	本事業目的への適合性	・公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか。 ・出資関係にある企業やグループ企業等の特定の企業群の利益のみを図る事業内容となっていないか。（なお、支援先のスタートアップ企業の応募要件等については、別紙2、「1. 支援先スタートアップ企業の選定要件」を参照してください。）

### (3) 採択の決定

有識者等による審査を踏まえ、採択者3者（予定）を決定します。  
審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

## 8. 留意事項

- (1) プロモーターは、支援の実施にあたり本事業の募集要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。
- (2) 応募に要する費用については、東京都は負担しません。
- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 東京都とプロモーターの協定の締結は、当該事業に係る各年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とするものです。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則東京都より公表される予定ですので予めご了承ください。
- (6) 本事業の参加者には東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報

発信等のためにご協力いただく場合があります。

- (7) 以下の場合には審査対象外とさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ・応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れのある場合
  - ・応募内容に不備がある場合
  - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (8) 応募にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都、事務局に必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく東京都および事務局以外の第三者に提供することはありません。
- (9) 事業の推進に関して不適切であると東京都が判断した場合には、実施途中で年度ごと締結する協定書を更新しない場合がありますのでご留意ください。
- (10) 本事業に関して、東京都が支援を受けるスタートアップ企業の事業等について、一切の保証を行うものではありません。

## 9. 申込・問い合わせ先

本事業では、本事業の運営やプロモーターへのメンタリング、ネットワーキング等の支援を行う事務局として、都から事業者へ別途業務委託契約を行っています。本事業への申込・問い合わせは以下の事務局までお願いします。

### 【Tokyo 5G Boosters Project 事務局】

〒100-8360

東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

受託者名 有限責任監査法人トーマツ

担当者：中條、中川、金

電話：03-6213-1251

メールアドレス： 5gboosters\_office@tohmatsu.co.jp

## 企画書に関する留意事項

### 1 企画書の作成について

#### (1) 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。  
A4横のプラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意する。  
ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

#### (2) 留意事項

- ① 表紙を作成すること。
- ② 目次を記載すること。
- ③ 提案事項の全体をまとめた概要を2頁以内で記載すること。概要の作成にあたっては応募フォーム及び審査基準との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。
- ④ プレゼン審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・概要を除いて30頁以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として200頁を超えないこと（表紙、目次、概要は除く）。
- ⑤ ページ番号を記載すること。
- ⑥ フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りではない）。
- ⑦ 各ページ右肩に当該頁が応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- ⑧ 使用する言語は日本語とする。
- ⑨ 表紙には、表題として「5G技術活用型開発等促進事業 開発プロモーター 企画書」と記載すること。

#### (3) 企画書に盛り込むべき内容

##### 【全般的な事項】

- ① 東京都の戦略や事業目的に適した提案内容とすること。
- ② 本業務を実施するにあたっての体制（外部の主体も含む）
- ③ 5G技術関連業務、スタートアップ企業に対するアクセラレーションプログラム等、本業務を実施するに相応しい業務実績やその効果

##### 【業務内容に係る事項】

- ① どのテーマでどのようなスタートアップ企業に対して支援を行うか、その基本的方向性

- ② 優れた技術を有し、5G技術を活用した開発等を行うスタートアップ企業をどのように掘り起こすかの具体的方策と見込み
- ③ スタートアップ企業に対してどのような支援を行うかの具体的な内容
- ④ 支援の効果
- ⑤ 他主体とどのように連携体制を構築し、どのような役割分担で支援を行うか